

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
厚生労働省	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	8070005002779	公益財団法人日本知的障害者福祉協会	1010405001095	団体会費	132,000	公益財団法人日本知的障害者福祉協会の会員が運営する福祉施設の事業形態、定員規模に応じて算出した額を支出している。 ※内訳は次のとおり。 ・施設入所支援(100人以上) 24,000円 ・日中活動系サービス(60人以上) 37,000円 ・共同生活援助(15～30人) 10,000円 ・相談支援事業 14,000円 ・障害児通所支援・児童発達支援センター(20～59人) 33,000円 ・障害児通所支援・放課後等デイサービス(10人以下) 14,000円	令和4年7月29日	知的障害者の福祉の増進を図ることを目的とした活動に必要な経費として負担。	公財	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

(注4)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。